

## 給付金の受取口座変更手続きについて

# 給付金の受取口座に 変更があった場合は手続きを忘れずに！

出産費、高額療養費等の公立共済の給付金は、組合員が指定した給付金受取口座に振り込まれます。給付金受取口座の変更があったにもかかわらず、変更の手続きが済んでいない場合、振込不能となり、給付の処理が遅れることとなります。速やかな手続きをお願いします。

## こんな場合に手続きが必要です

結婚等により姓が変わり、口座名義を変更したとき（必ず金融機関で口座名義の変更手続きをしてください。）

- ・給付金受取口座を別の口座に変更したいとき
- ・金融機関が合併、支店が統廃合されたとき 等



次の手続き  
してください

### 現職の組合員の方

学校電算、総務局電算及び首都大学東京電算で給与の処理を行っている所属所の組合員については、それぞれの電算からの情報提供を受けるので、公立共済への手続きは必要ありません。幼稚園教諭、区独自採用の教職員等の方は、「組合員給付金等口座振込依頼書」に必要事項を記載し、所属所の事務担当者に提出してください。※詳細は所属所の事務担当者にご確認ください。

### 任意継続組合員の方

給付貸付課資格担当(03-5320-6826)に直接連絡してください。

振込不能  
なった場合は

再振込を金融機関に依頼するために、預貯金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる部分)の提出をお願いしています。

## 還付金等詐欺にご注意ください！

公立共済では高額療養費や附加給付金はコンピューターで自動的に給付するため、個別に請求をする必要はありません。また保険証を使用できなかった場合の療養費等の請求は、所属所へ請求書を提出する※ことになっています。ATMで操作することは絶対にありません。ご家族の方々にも、日頃からご注意いただくようお願いください。

※任意継続組合員等、公立共済に直接提出する例外もあります。



問合せ先 給付貸付課短期給付担当 ☎ 03-5320-6827